

ひろしまの森づくりキャラクター使用基準

(目的)

第1 ひろしまの森づくりキャラクター（以下「キャラクター」という。）の取り扱いについては、この基準の定めにより行うこととする。

(キャラクターの定義)

第2 この基準においてキャラクターとは、ひろしまの森林づくりフォーラム（以下「フォーラム」という。）が著作権を有する別図のものとし、愛称を「モーリー」という。

(使用承認申請等)

第3 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、ひろしまの森づくりキャラクター使用承認申請書（様式第1号、以下「承認申請書」という。）をフォーラム会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、個人的または家庭内使用を目的とする場合は除く。

(使用承認基準等)

第4 会長は、申請の内容が、広島県の森林・林業に関する意識啓発や広報、若しくは森林・林業関係事業の発展に寄与するものと認められる場合は、キャラクターの使用を承認する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターの使用を承認しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、またはそのおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想及び宗教の活動に使用しようとする場合
- (3) 営利目的に使用しようとする場合
- (4) 特定の個人等の売名に使用しようとする場合
- (5) 森林及び林業のイメージを傷つけ、または正しい理解の妨げになると認められる場合
- (6) その他承認することが不相当と認められる場合

2 会長は、承認することが適当と認められるときは、ひろしまの森づくりキャラクター使用承認書（様式第2号、以下「使用承認書」という。）を申請者に交付するものとする。

3 会長は、承認をすることが不相当と認められるときは、承認しない理由を付し申請者に書面で通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第5 申請者が申請内容を変更しようとする場合は、あらかじめ会長と協議を行い、その承認を受けなければならない。

(使用報告)

第6 承認を受けた申請者は、キャラクターの使用後、速やかにひろしまの森づくりキャラクター使用報告書（様式第3号、以下「使用報告書」という。）を会長に提出しなければならない。

(承認を受けずに使用できる者)

第7 キャラクターを使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3の規定にかかわらず、会長の承認を受けずにキャラクターを使用することができるものとする。この場合、第3に定める承認申請書の提出は不要とする。

- (1) フォーラムの会員、広島県及び広島県内の市町が、第4に定める使用承認基準に従って

使用する場合

- (2) ひろしまの森づくり事業の事業主体が、ひろしまの森づくり事業に係る事業募集、事業実施及び広報等を行うにあたり、第4に定める使用承認基準に従って使用する場合。
- 2 前項の規定に基づき、会長の承認を受けずにキャラクターを使用する者（以下「申請不要者」という。）は、キャラクターの使用後、第6の規定に従って使用報告書を提出しなければならない。なお、年間を通じて連続的または断続的にキャラクターを使用する予定がある場合は、前年度の使用実績について翌年度の4月20日までに報告することができるものとする。

（使用上の遵守事項）

第8 申請者及び申請不要者はキャラクターの使用にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請者にあつては、承認された用途のみに使用すること
- (2) 原則として定められた形、色等に沿って正しく使用すること
- (3) キャラクターと併せて「ひろしまの森づくりキャラクター」、「モーリー」及び「i11. BOOSUKA」と表示することに努めること

（承認の取消し等）

第9 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、キャラクターの使用の承認を取り消すものとし、承認の取消し理由を付して申請者に書面で通知するものとする。

- (1) 第4または第8の規定に違反していると認められる場合
 - (2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたと認められる場合
- 2 会長は、承認を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。
- 3 会長は、承認を取り消された者がこれにより生じた損害について、賠償する責任を負わない。
- 4 会長は、申請不要者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、申請不要者に対し、キャラクターの使用を中止させることとする。この場合、前2項及び3項の規定を準用するものとする。
- (1) 第4に定める使用承認基準に違反していると認められる場合
 - (2) 第8第1項第2号及び第3号の規定に違反していると認められる場合

（使用料）

第10 キャラクターの使用料は無料とする。

（事務の執行）

第11 この基準に定める事務手続きはフォーラム事務局において行うものとする。

（その他）

第12 この基準に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この基準は、平成24年6月25日から施行する。

(様式第1号)

ひろしまの森づくりキャラクター使用承認申請書

平成 年 月 日

ひろしまの森林づくりフォーラム会長 様
(広島県森林保全課内)

住 所
団 体 名
代表者名

ひろしまの森づくりキャラクター「モーリー」を次のとおり使用したいので申請します。

使用の目的	
使用方法	(規格・寸法・配色・位置等について記載する)
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
担 当 者	(所属・氏名・電話番号等を記載する)

※ 企画書(レイアウト・スケッチ・原稿等)、見本を添付すること。

(様式第3号)

ひろしまの森づくりキャラクター使用報告書

平成 年 月 日

ひろしまの森林づくりフォーラム会長 様
(広島県森林保全課内)

住 所
団 体 名
代表者名

ひろしまの森づくりキャラクター「モーリー」を次のとおり使用したので報告します。

使用の目的	
使用方法	(規格・寸法・配色・位置等について記載する)
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
担 当 者	(所属・氏名・電話番号等を記載する)

※ 使用状況がわかる資料（キャラクターを使用した印刷物、状況写真等）を添付すること。

ひろしまの森づくりキャラクター「モーリー」カラー指示

カラー	モノクロ	線画
<p>C15%M28%Y38%B25% C75%Y100%</p> <p>M80%Y100% M20%Y80%</p> <p>B50% B33%</p> <p>B58% B20%</p> <p>C20%M45%Y75%B40% B80%</p> <p>ひろしまの森づくりキャラクター「モーリー」</p>	<p>ひろしまの森づくりキャラクター「モーリー」</p>	<p>ひろしまの森づくりキャラクター「モーリー」</p>
<p>ひろしまの森づくりキャラクター「モーリー」</p>	<p>ひろしまの森づくりキャラクター「モーリー」</p>	<p>ひろしまの森づくりキャラクター「モーリー」</p>
<p>ひろしまの森づくりキャラクター「モーリー」</p>	<p>ひろしまの森づくりキャラクター「モーリー」</p>	<p>ひろしまの森づくりキャラクター「モーリー」</p>
<p>ひろしまの森づくりキャラクター「モーリー」</p>	<p>ひろしまの森づくりキャラクター「モーリー」</p>	<p>ひろしまの森づくりキャラクター「モーリー」</p>